

兵庫県立大学長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則（平成25年法人規程第75号。以下「大学学則」という。）第16条第2項及び兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程第76号。以下「大学院学則」という。）第16条第2項の規定に基づき、兵庫県立大学における長期履修（大学学則第8条に規定する修業年限又は大学院学則第6条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することをいう。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 長期履修を願い出る者は、長期履修許可願（様式第1号）に理由書（様式第2号）その他必要な書類を添え、所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

(長期履修期間)

第3条 学長は、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いた上で、長期履修を認める期間（以下「長期履修期間」という。）について、年を単位として決定する。

2 長期履修期間は、大学学則第9条及び大学院学則第7条に規定する在学年限を超えることができない。

(長期履修期間の短縮)

第4条 学長は、長期履修を許可された者（以下「長期履修者」という。）から長期履修期間の短縮の願い出があったときは、教授会等の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項の規定による長期履修期間短縮の許可を受けようとする者は、所定の期日までに長期履修期間短縮願（様式第3号）を学務所管課に提出しなければならない。

(授業料)

第5条 長期履修者に係る授業料の取扱いは、兵庫県立大学授業料等に関する規程の定めるところによる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 27 日改正）

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。